

議第260号

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のよ
うに制定する。

平成19年 3 月 8 日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を次のように改正
する。

第 2 条各号列記以外の部分中「平成19年 3 月31日」を「平成20年 3 月31
日」に改める。

第 3 条中「平成18年12月」を「平成19年12月」に改める。

附則第 2 項中「平成19年 3 月31日」を「平成20年 3 月31日」に改める。

第 2 条 京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を次のように改正
する。

第 1 条中「助役, 収入役」を「副市長」に改める。

第 2 条第 2 号中「助役及び収入役」を「副市長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から, 第 2 条及び次項の規定は平成
19年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第 3 条第
1 項の規定により収入役として在職するものとされた者がその職にある間

は、第2条の規定による改正前の京都市長等の給与の額の特例に関する条例の規定（収入役に関する部分に限る。）は、なおその効力を有する。

提案理由

市長等の給与の減額措置を講じる期間を延長する等の必要があるので提案する。